

策定のポイント

- 現行計画の大枠（基本的な方針）は維持しつつ、相談件数の増加等の現状等を踏まえ、各施策の充実・強化を基本
- 配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成に向け、府民啓発の強化に加え、暴力を発見しやすい立場にある関係者への知識の普及等（マニュアル改定等）
- 安心して相談できるよう、相談時間の延長、相談員のスキルアップに加え、男性のための電話相談など相談機能を充実・強化

府の取組の経過

- H12年 9月 大阪府「女性に対する暴力」対策会議を設置（構成9課5所⇒現在は15課6所）
- H13年 4月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」成立
- H16年12月 改正「配偶者暴力防止法」施行（基本方針の策定、都道府県基本計画の策定等が法定）
- H17年11月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
- H24年 3月 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定
- H26年 1月 改正「配偶者暴力防止法」施行（生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者を適用対象に）
- H29年 3月 「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2017-2021)」策定

施策の基本方針

1. 配偶者等からの暴力を許さない府民意識の醸成

- 配偶者等からの暴力の防止に関する啓発  
（府民への啓発 / 医療・保健関係者への周知 / 福祉・教育関係者への周知 / 企業・団体関係者への周知 / 暴力を予防・防止するための啓発・教育 / 人権啓発の推進）

2. 安心して相談できる体制の充実

- 府支援センター・警察における相談体制  
（府支援センターにおける相談対応 / 警察における相談対応）
- 市町村における相談体制  
（身近な地域における相談窓口の充実支援 / 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進）
- 被害者の状況に配慮した相談機能の充実  
（子どもへの対応 / 障がい者、高齢者への配慮 / 外国人への配慮 / LGBT など性的マイノリティへの配慮 / 男性への対応 / 法律相談窓口の情報提供）

3. 緊急かつ安全な保護の実施

- 一時保護に係る体制の充実  
（女性相談センターにおける取組 / 警察における取組 / 広域連携による取組）
- 保護命令への対応  
（保護命令に対する適切な対応 / 子ども等の安全の確保）

4. 自立への支援の充実

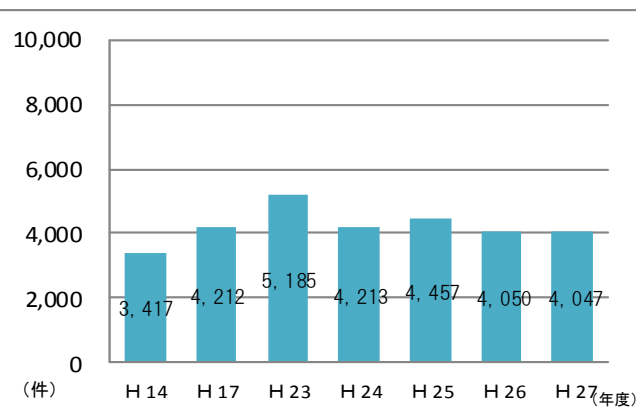
- 継続的な自立支援の実施  
（生活に関する支援 / 子どもとともに生活する被害者への支援 / 就業に関する支援 / 住宅の確保に関する支援 / 法律相談の実施 / 被害者に対する医学的・心理学的な援助等 / 子どもへの支援 / 被害者等に係る情報の保護 / 住民基本台帳の閲覧等の制限等 / 関係機関の連携強化等）

5. 関係機関、団体等との連携の促進等

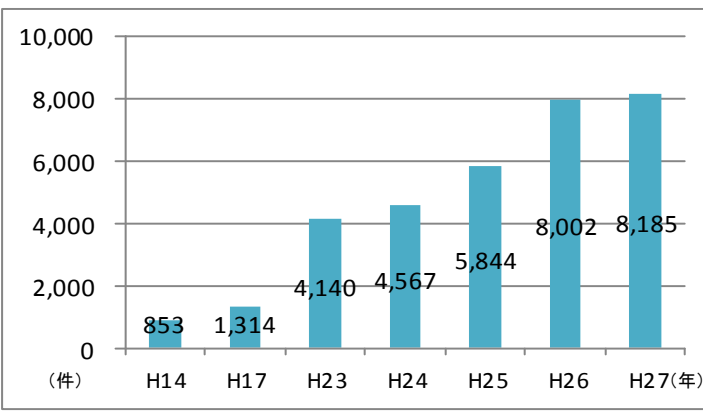
- 関係機関による連携体制の強化（関係機関による連携体制の強化等）
- 市町村基本計画の策定と市町村支援（市町村基本計画の策定・充実に向けた支援）
- 民間団体との連携（民間団体との連携）
- 苦情への適切な対応（苦情への適切な対応）
- 調査研究の推進等（調査研究の推進等）

府における配偶者等暴力の現状

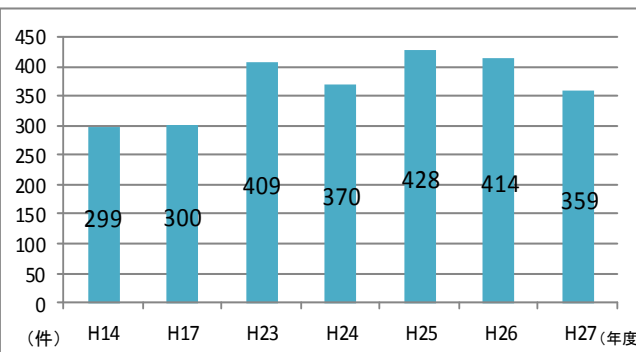
■ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



■ 大阪府警察における相談件数



■ 一時保護の状況



■ 保護命令発令件数の状況

	H13.10月～H28.3月（累計）	H27
1	大阪府（3,419件）	大阪府（287件）
2	北海道（1,719件）	北海道（118件）
3	東京都（1,561件）	兵庫県（107件）